

令和元年7月12日

# 被災者生活再建に向けて

## 被災者生活再建支援金（基礎支援金）申請期間1年間延長

### 1 要旨

平成30年7月豪雨災害により、住宅が全壊又は大規模半壊した世帯及び住宅が半壊又は敷地に被害が生じその住宅をやむを得ず解体した世帯に対し支給される被災者生活再建支援金の申請期間について、現在の基礎支援金の申請期間（令和元年8月5日）から1年間延長します。

### 2 延長を行う理由

住宅の解体が相当数見込まれる中、解体業者の不足等により、解体工事が滞っている状況にあり、解体工事が終了するにはまだ一定の時間を要するため。

### 3 延長対象

基礎支援金

### 4 延長期間

令和2年8月4日まで（1年間の延長）

問い合わせ

福祉部 社会福祉課 福祉総務係 担当：西口・内山

T E L 0846-22-2946 F A X 0846-22-5311

元気と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原市。